令和5年度組織見直し案について

1 目的

(1) 最重点事項

- ① 地域共生社会の実現と協働のまちづくりの推進
- ② デジタル改革への対応強化
- ③ 子ども施策の充実

(2) 重点項目

- ① 社会教育、生涯学習、文化、文化財、スポーツ等の推進体制の整理
- ② トップマネジメント支援機能の拡充・強化
- ③ 安全安心体制の強化
- (3) その他経営体制の強化

2 部の見直し案

資料2参照

3 教育委員会事務局から市長事務部局への事務移管

(1) 市長が新たに管理・執行するもの

ア 市民図書館の設置、管理及び廃止に関すること。

イ文化財の保護に関すること。

(2) 移管の時期

令和5年4月1日

(3) 具体的な移管先(予定)及び考え方

「地域づくりなど関連行政との総合的な推進」

教育委員会で所管していた市民図書館及び文化財行政を、福祉や地域づくりなどの関連施策を所管している市長に集約し、施策間の連携、統合などによる総合的かつ一体的な取組を行うことが可能になる。

ア 市民図書館 → 協働推進部 (文化スポーツ課)

生涯の学びと暮らしに役立つ施設として、教育分野に限らず、全市的な情報 センター等としての機能を強化しつつ、協働のまちづくりの推進や地域活性化 を目指す。

イ 文化財 → 協働推進部(文化財課)

地域の資源である文化財について、調査保存から活用重視を推進し、文化財を活用したまちづくりや地域活性化を目指す。

⇒ <u>「春日市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」を12月定例会で</u> <u>改正することで対応</u>(資料3)参照)

4 市長事務部局から教育委員会事務局への事務移管 · 移管を含め検討中

(1) 教育委員会が新たに管理・執行するもの

ア 放課後児童健全育成事業に関すること。

(2) 移管の時期

令和5年4月1日

(3) 具体的な移管先(予定)及び考え方

ア 放課後児童クラブ → 教育部(地域教育課)

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に適切 な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業(放 課後児童クラブ)」について、小学校と連携し、より円滑な運営を可能にする ことで、子どもの健全育成を推進する。

⇒ 地方自治法第180条の2の規定に基づく市長の権限に属する「事務の委任」 又は同法第180条の7の規定に基づく「補助執行」での移管を想定(今後精査)

5 補助執行の見直し

市長と教育委員会の過去の協議により、教育委員会の権限に属する事務の一部を 地方自治法第180条の7の規定に基づき、市長事務部局の職員に補助執行させて いるが、今回の組織見直しに合わせて、その見直しを行いたい。

(1) 特別支援教育に係るもの

特別支援教育に関する事務(学校内のもの等を除く。)は、令和3年度の組織 見直しで発達支援室を創設した際に、市長事務部局の職員(副市長、福祉支援部 長、子育て支援課)が補助執行することとして整理した。

この間の運用上の課題を受けて、重要案件に関する意思決定を教育長、教育部 長ができるように見直し、特別支援教育に関する方針決定を一本化し、連携を強 化する(具体的な実務は、引き続き子育て支援課(発達支援室)で担う。)。

く特別支援教育に係る方針決定ライン>

(1979)人は次日1-17 (27) (27)	
現行	見直し後
副市長	教育長
福祉支援部長	教育部長
子育て支援課主幹	子育て支援課主幹
子育て支援課職員 (発達支援室)	子育て支援課職員 (発達支援室)

(2) その他部署名の変更に伴うもの

資料4参照

(3) 見直しの時期

令和5年4月1日